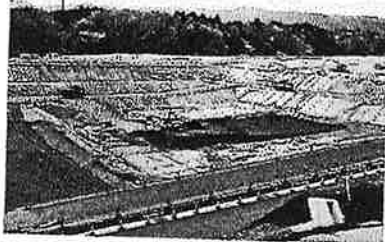


フクイチ
周辺の今

元日大教授 糸長 浩司



巨大な「中間貯蔵施設」に除去された汚染土が運び込まれている

汚染土再利用

除染土壌（環境省は「除去土壌」と言う）が、F1（福島第一原発IIフクイチ）を囲む中間貯蔵施設に約1400万立方メートルある。2045年までに福島県外での最終処分が義務づけられている。

環境省は県外最終処分量を減らすために、11年の放射性物質汚染対処特措法での閣議決定で「減量化して再利用をする」としたことを根拠に、減量化の技術開発、再利用を検討してきた。特措法では再利用は法的に規定されていないのに、処分概念の中に再生利用を入れるという姑息な解

釈をして検討と実証事業を進めてきた。

飯館村の帰還困難区域の長泥では水田34畝で1畝以上の汚染土壌を埋め、客土をした土地改良事業と水稲作が実証事業として推進され、再生利用を全国展

反対の声を無視して省令改定し

全国の公共施設で

開する根拠ともしている。事故前の再利用基準100Bq/kgの他に8000Bq/kgの処理基準を設け、公共事業等での再生利用を全国（福島県内も含む）で進めるための省令改定案のパブコメが、1月～2月に実施された。

膨大な意見数（概ね反対意見と推察）を薄めるための姑息な操作をしている。

一字一句同一としてそのことに賛同した意見が20万件を超えていた事実は重い。意見の種類は、簡潔に、賛成〇件、反対〇件、判

環境省のHPでは、提出意見数は20万7850件とするが、「句

読点、記号、改行も含め一字一句完全に一致した御意見を1件として整理した場合の意見数は8277件（約4%）と20万件を超え

断保留・その他〇件と整理すべきである。

全国の公共施設用の土壌として汚染土壌が使用される。世界的にも前例のない事態に対し、国会審議もなく20万件の国民の意見を無視し何の修正もなく、

3月28日に環境相により省令改定が決定された。暴挙である。

4月1日から福島県内を含む全国の公共事業で汚染土壌が使用される。中間貯蔵施設内では8000Bq/kg未満はまとめて埋め立てられている。今回の省

令改定によると2045年後もそのまま再生利用地として残される可能性もある。

また、長泥の実証農地に埋め立てられた除染土壌もそのまま放置される可能性も高い。非常に手の込んだ、国民、福島県民をだます施策を環境省は進めてきた。民主主義国家としては大問題であり、環境省、官僚及び関係する研究者・専門家の

暴走を止めるべきであり、国会議員の奮起が求められる。

さらに、忘れてはいけないう重たい真実がある。避難指示区域面積は、最大時で約11万畝（福島県の面積の約8・3%）であり、その約8割の森林は除染されず、このままでは福島県の約6・5%が最終処分地となる。この事実に対して法的対処はないままである。



いとなが・こうじ
元日大教授。1951年、東京都出身。農村

計画の専門家として福島県飯館村の村作りに1995年から関わり、現在も汚染実態調査、村民の裁判支援の活動を行っている。飯館村放射能エコロジー研究会共同世話人。